## 専門職大学院認証評価に関する検討会議(第3回)議事録

- 1 日 時 平成18年7月31日(月) 15:00~17:00
- 2 場 所 学術総合センター 1113・1114会議室
- 3 出席者
  - (委員)縣委員、磯部委員、伊藤委員、江川委員、圓川委員、亀岡委員、菊地委員、 佐竹委員、杉山委員、高田委員、高橋委員、土肥委員、永野委員、中原委員、 中村委員
  - (事務局) 川口理事、山本理事、木村評価研究部部長、加藤評価事業部長、 吉田企画調整課長 他
- 4 議 事(○:委員、●:事務局)
- ○主査 前回の議事録につきましては、事前に各委員にご確認をいただいておりますので、 確定版として配付をさせていただくものです。
  - (1) 専門職大学院の評価基準モデル(案) について
- ○主査 それでは、議事を進めさせていただきます。本日の議題であります専門職大学院 の評価基準モデル (案) についてご審議をいただきますが、進め方としまして、各分野 別検討グループでの検討状況について、まず事務局からご報告をいただいて、その後、各分野別検討グループリーダーの伊藤委員、高田委員、縣委員の各委員に補足をお願い するということにさせていただければと思います。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。
- それでは、資料2-1から資料3について説明申し上げます。前回の第2回目が3月の開催でしたので、これまでの検討の進め方について確認をする上で、参考資料2をご確認いただきたいと思います。参考資料2「専門職大学院認証評価に関する検討会議の進め方について」は、第1回目の検討会議に配付したものと同じ資料です。
  - 「2. 検討会議の検討方針」の(1)にありますように、評価基準の検討に当たっては、 専門職大学院の教育研究活動の状況について、①専門職大学院の分野の種類にかかわら

ない共通的な事項、②分野固有の事項の両面について検討を行うことにしました。そして、①専門職大学院の分野の種類にかかわらない共通的な事項につきましては、1月の第1回、3月の第2回の会議におきまして分野共通の事項をご審議いただいて、ほぼ固めていただいたところです。そして、②分野固有の事項につきましては、比較的多数の専門職大学院が設置されているビジネス・MOT、会計、公共政策の3分野について、分野ごとに基準についての検討をいただくことにしました。

5月、6月にかけまして、この3分野について各グループごとに検討いただいた結果が、資料 $2-1\sim3$ です。各検討グループにおきましては、それぞれ活発な意見交換がなされ、幅広いご意見をいただきましたが、資料では、後にご議論いただきます専門職大学院の評価基準モデル(案)に反映されたものを中心に記載させていただきました。

資料2-1のビジネス・MOT分野での検討状況につきましては、検討グループを5月23日、6月21日の2回開催しております。グループでの主な検討事項として、1つは基準2「教育課程」関係ですが、ビジネス・MOT分野についてどのような教育課程編成が必要かということについて、具体的に評価基準、観点等をご議論いただいた結果、いろいろな意見をいただきました。これを集約した結果、(1)教育課程が企業経営または技術経営の実務に必要な専門的な知識といった観点から適切に編成されているということ、(2)会計、企業財務云々などに関する内容を扱う教育課程が盛り込まれていることというようなことが、分野固有の観点として考えられるというご議論がありました。

それから、基準4「教員組織等」関係について、専門職大学院にふさわしい教員組織として、ビジネス・MOTについてどのようなものがあるかを議論しましたが、教育上の指導能力を有することについては、専任教員の中には、いわゆるアカデミックな教員や実務家教員がおり、また非常勤の先生方もおります。教育上の指導能力というのが重要なことを鑑みますと、、直近の業績や教育上の経験や経歴、指導能力を有することを示す資料が、自己点検・評価の結果などにおいて開示されているか、ということを盛り込むことが必要ではないかという議論がありました。星印は、このビジネス・MOT分野で意見が出たもので、最終的に3分野共通の事項として盛り込んだことを意味しております。

基準6「教育の質の向上及び改善」関係では、学外関係者の意見が適切に自己点検・評価に反映されているかということだけではなく、専門職大学院というのは高度専門職業

人を養成するという性格から、その高度専門職業人を必要とする専門職域に係わる社会 のニーズというものを十分に踏まえる必要があるのではないかというご議論がありまし た。

資料2-2の会計分野につきましては、検討グループが5月26日、6月12日の2回 開催しております。ここでも活発な議論が行われまして、分野別検討グループリーダー の高田委員から、会計大学院協会の会計専門職大学院の評価基準の検討状況などの情報 も参考としてご提供いただきながら議論したところです。

基準2「教育課程」については、ビジネス・MOT分野と同様に、会計分野の教育課程編成について考えられる観点として、3点を挙げていただいております。1つ目が、教育課程が、会計の実務に必要な専門的な知識及び会計専門職業の現場で必要とされる独自の判断力等々を涵養するよう適切に編成されているか。2つ目が、科目が、財務会計に関する科目、管理会計に関する科目、監査に関する科目を重点的かつバランスよく履修させるよう配慮がなされているか。3つ目が、段階的な教育として、いわゆる基本科目、発展応用科目、実践科目などが考えられているところから、基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目がそれぞれ開設されるなど、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されているか、といった観点を挙げていただいております。

基準4「教員組織」につきましても、先ほどのビジネス・MOT分野と同様に、教員に関する教育上の指導能力があるということを示すような客観的な資料が公表されているか、あるいは開示されているかということを盛り込む案としております。

それから、実務家教員についてですが、実際に自らの実務経験や実務上の能力と関わり のある教育活動を担当しているかが重要ですので、関連の認められる授業科目を担当し ているかどうかということを確認することが必要ではないかという観点を加えておりま す。

次に、専任教員の配置について、主要な科目は原則として専任教員を配置するということで、会計分野におきましては、先ほどの財務会計、管理会計、監査等の基本的な科目について、専門職大学院に専任の教員が配置されているかということで、ここで教授または准教授とありますのは、大学設置基準等で、主要科目は専任の教授又は准教授が原則として担当するという改正がありましたので、このように書き直しています。

最後に、資料2-3の公共政策分野での検討状況ですが、この分野につきましては、検

討グループを5月15日、6月12日の2回開催しております。主な検討事項については、基準2「教育課程」について、3点挙げていただきました。

1つ目が、教育課程が政策過程全般、コミュニケーション等に係る高い専門能力、高い倫理観および国際的視野を持つプロフェッショナルの人材を養成する観点から適切に編成されているかどうか。2つ目が、科目、分野について、法学、政治学、経済学の3つの専門分野にわたって適切に学べる教育課程の編成に配慮しているか。3つ目が、会計分野と似ているところがありますが、基本的な内容、展開的な内容、実践的な内容、事例研究等を取り扱う科目がそれぞれ開設されるなど、段階的な教育を行うことができるよう編成されているか、という3点を挙げていただいております。

次に、教育課程の中で、専門職大学院制度は制度上研究指導を必須としていないが、個別かつ密度の濃い、集団的な指導を行う機会が重要であるということ、また、いろいろな分野の職場からやってきて、それぞれ違う問題意識を持っている学生がいるわけですから、その目的設定に合わせた分野、科目、履修とのマッチングということが大切ということがありますので、学生の多様性、履修歴や実務経験の有無等を踏まえて適切に履修指導等が行われているかという観点を加える提案をいただいております。

次に、修了要件に関することです。専門職大学院の修了要件は、30単位以上の履修その他の教育に基づいてということになっていますが、公共政策分野は法学、政治学、経済学など幅広い分野にわたって履修することが必要であることを鑑みますと、30単位ということでは不十分ということもありますので、おおむね40単位以上を修得することを修了要件とすることが望ましいという観点を挙げていただいております。

基準4「教員組織」につきましては、先ほどの会計分野にもありましたが、実務家教員が自らの実務経験と関連のある授業科目を担当していることが、公共政策分野でも重要との指摘があり、盛り込んでおります。簡単ですが、以上でございます。

- ○主査 どうもありがとうございました。それでは、それぞれの分野別検討グループリー ダーから、事務局の報告に対して補足をお願いしたいと思います。まず、ビジネス・M OT分野からお願いいたします。
- ○副主査 事務局からの報告に尽きていると思いますが、あえて強調させていただくと、 基準2の中で専門職大学院の人材育成を考えておりまして、これからの21世紀の産業 社会を担う高度専門職業人の育成ですから、最近の経済的な不祥事などを考えると、倫 理観というものを最小限わきまえた人材育成をしなければいけない。

それから、もう一つは、この検討会議でも話がありましたように、国際的に通用する人材をつくっていかなくてはいけないという観点から、国際的視野を持つプロフェッショナル育成ということが挙げられています。

基準4につきましては、認証評価というのは教育の質保証ですから、その担い手である教員の資質として、研究上の業績その他について本当に学生の教育にふさわしい人材である教員組織となっているか。これは、各分野に共通した事項として考えております。それから、基準6につきましては、学生と教員、専門職大学院と学生という視点で見られがちですが、やはり専門職大学院は、産業社会のいろいろな分野で活躍する人材を育成するのものなので、ステイクホルダーという言葉で括っていますが、このニーズに応えるという観点からこの問題をとらえていかなければならない。また、ビジネス・MOT分野は、ビジネススクールで多様な産業分野で活躍する人材を育成するわけですから、最小限の基幹的な科目の配置を例示的に示しておく必要があるのではないかということで、基準2で科目が出てきているわけです。以上です。

- ○主査 どうもありがとうございました。それでは、会計分野について、よろしくお願い いたします。
- 事務局からご説明がありましたことを補足的に説明します。段階性、体系性を持った教育課程について特に申し上げた理由ですが、会計大学院は、現在、15大学ありまして、大学により強弱はあるのですが、国家試験である公認会計士試験を目指す学生をマジョリティとして受け入れているという事実があります。このような学生は、どうしても国家試験である公認会計士試験の試験科目に特化しがちになっているという傾向があります。これについて、我々は資格取得前教育ということで、もう少し幅広く考えておりまして、そこで段階制、体系性の確保ということを強調していただきたいということで申し上げました。

それから、専任教員、特に実務家教員の資格要件のことを申し上げましたのは、会計大学院協会は現在、15大学と申し上げましたが、この中に株式会社立の大学が2大学入っています。そこで、専任教員について、我々が通常に考えている常識的な考え方との違いというものが、はっきり出てまいりました。その意味が専任教員の資格要件に関してきちんと議論するべきではないかとの意見がありました。指摘した事項の背景として、このような事情があるということです。以上でございます。

○主査 どうもありがとうございます。それでは、公共政策分野について、よろしくお願

いします。

- 事務局から説明いただいたことに特に補足することはありませんが、解説として申し上げますと、現在、公共政策大学院は6大学ありまして、あと1つ、2つ増えるかもしれないというような状況にあります。このような中で、評価基準をどうするかというときに、2回の分野別検討グループ会議の議論で中心であったわけではないのですが、最終的には2003年3月に出された「公共政策系大学院の在り方等に関するまとめ」という報告書の中から、評価基準として抽出すべきものではないかということで、基準2の教育課程の中に3つをまとめて挙げたわけです。カリキュラム編成の方向性、学生の多様性を前提として、研究指導がない中での履修指導の在り方、それから履修要件は制度的としては30単位ですが40単位は設定してほしいという要望をまとめております。以上です。
- ○主査 どうもありがとうございました。それでは、以上のご報告を踏まえて、次に「専 門職大学院の評価基準モデル (案)」の審議に入りたいと思います。事務局から配付資 料のご説明をお願いします。
- 資料は、資料3、4、5になります。まず資料3につきましては、前回の会議でお配りしているもので、この専門職大学院評価基準モデルをどういう骨組みでつくっていくかということをご議論いただきました。すでに大学評価・学位授与機構で実施している機関別認証評価の大学評価基準が一番左側に11基準ありまして、それから右側には同じく当機構で実施しております専門分野の評価である法科大学院の評価基準が10章からなっております。これらを踏まえて、専門職大学院は、機関全体ということではなく、1つの研究組織を対象とした評価基準ということもありまして、基準を6つに絞りました。

なお、前回の会議での資料から基準の順序が若干変わっております。前回ご審議していただいた際には、1番目が「目的及び入学者選抜」で、2番目に「教員組織」があり、その後に「教育課程」、「教育の成果」という順序になっていましたが、今回議論を重ねていく際に、専門職大学院というものがコースワークであるので、まず専門職大学院が具体的に養成をしようとする人材像や目的といったものがあって、それに沿ってどのような教育課程が展開され、またこれに即して、どのように必要な教員が配置されているかという順序になるのではないかということから、教育課程を先にもっていったほうが、評価全体を見ていく上ではよろしいのではないかというような考えもありましたので、

本日提案する案では、教育課程が2番目に変更になっております。

資料4の専門職大学院の評価基準モデル(案)ですが、表紙にありますように、このモデル案がビジネス・MOT分野、会計分野、公共政策分野の3分野の内容を含むものとなっております。先ほど申し上げたように、まず最初に検討会議で分野に関わらない共通の基準、観点というものを洗い出して整理し、その後に分野ごとの検討を加えたわけです。その分野共通の骨組みに各分野で検討した内容をぶら下げて、はめ込んだ形となっております。

これが認証評価基準となる場合には、例えばビジネス・MOTであればビジネス・MOTで1つの冊子になり、会計であれば会計の冊子といったように、別々になると思いますが、本日は議論がしやすいということで1冊にまとめております。それでは、具体的な内容について、簡単にご説明いたします。

まず、目次がありまして、先ほどの6つの基準があります。基準1「目的及び入学者選抜」のところを見ていただくと分かりますように、まず点線で囲ってある部分に基準があり、それを見ていく基本的な観点として、下に1から6までが設定されているという形です。この基準、基本的な観点につきましては、前回ご議論いただいた内容を基本的に踏襲しているものですので、各分野別検討グループの検討内容が反映された部分を中心として、変更点を説明させていただきたいと思います。

基準1ですが、内容は3つあります。1つ目が、「目的が明確に定められていて、それが学校教育法が規定する専門職大学院の目的に適合しており、それが周知、公表されている。」2つ目が、「アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受け入れが実施され、機能している。」3つ目が、「実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっている。」この3つの内容をもって、その下に6つの観点があります。ここは前回ご議論いただいた内容とほとんど変わっておりません。ただ、変更部分を解説しますと、1-1のところの専門職大学院の目的の後ろが、大学院設置基準第1条の2に定める目的をいうという表現になっております。前回はここでいう目的はこういうものであるということを具体的に書いていたのですが、平成19年度から大学院設置基準が改正され、すべての大学院が目的を学則等に定めなくてはならないことになりました。これにつきましては、一番最後に参考という一枚ものの参考資料がありますが、平成19年4月1日から施行されるもので、「大学院は研究科、又は専攻ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め公表するものする」というもので、専門職大学院

を含むすべての大学院がそのようにしなければならないことになりましたので、ここでいう目的というのは、大学院設置基準に定める目的であるということを示すようにしました。

次に、基準2「教育課程」ですが、点線で囲っております基準の中身は4つの内容を持っております。1つ目が、「教育課程が理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、目的に照らして体系的に編成されているかどうか。」2つ目が、「教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されているか。」3つ目が、「成績評価や単位認定、修了認定が適切で有効か。」4つ目が、「適切な履修指導が行われているかどうか。」これら4点がありまして、この後に観点が2-1から2-16まであります。先ほど申し上げた分野ごとの検討状況が反映されているのは、特に2-1のところで、各分野に共通して、「目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され教育課程が体系的に編成されているか」という観点がありまして、次に、また以下として、「教育課程が次に掲げるような事項を踏まえた内容になっているか」となっています。例えばビジネス・MOT分野であれば2点、会計分野であれば3点、公共政策分野も同様となっており、2-2の観点からまた各分野共通という形になっております。各分野における具体的な内容については、先ほど説明しましたので省略します。

それから、ほかの項目についてもこれまでの議論の中であったものを踏襲しております。若干変わった点を申し上げますと、3ページの2-7ですが、これは新たに事務局のほうで提案させていただいたものです。専門職大学院は、標準修業年限は2年となっていますが、分野によってはこれと異なる修業年限を設定することができ、例えば1年コースや長期在学コースを設けることができる制度になっています。特に修業年限を短くする場合、例えば1年コースなどを設定する場合は、十分な学習時間が確保できるのか、無理のない履修ができる時間割編成や、教室外での学習時間も含めた十分な学習、単位を出すにふさわしい学習時間が確保できる仕組みになっているかということも確認する必要があるのではないかということで、この2-7を事務局で追加させていただいております。

4ページの2-9は、授業の方法に関する観点になりますが、前回の会議で提案したときには、講義、演習、実験、実習などの授業形態の組み合わせ、バランスが適切かという観点で書かれていましたが、専門職大学院の場合は、専門職大学院設置基準において、専攻分野に応じて事例研究であるとか、現地調査、双方向、多方向に行える討論、質疑

応答などの適当な方法により授業を行うなどの配慮が必要であるということが明記されていますので、これに沿った表現に改めました。

2-10につきましても、これまではなかったものですが、専門職大学院設置基準では 1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、適切な規模になるよう設定をし なくてはならないことが定められておりますので、この設置基準の趣旨を観点として盛 り込みました。

2-13の学生の多様性につきましては、公共政策分野の分野別検討グループの検討状況の中でありましたように、履修歴や実務経験を踏まえた指導が適切に行われているかということが盛り込まれました。

2-14については、注にありますように、公共政策の分野については、40単位以上の履修を修了要件とすることが望ましいこととされております。

2-16も前回にはなかった観点ですが、専門職大学院というものが、非常勤も含めて 実務家教員などが担当する場合が多く、しかも制度として研究指導もないということで、 ある種の先生方は授業をしただけで全く学生とのコミュニケーションとか、学生の状況 を把握するということがなされないおそれがあるということから、それぞれの先生方の 教育活動について組織的に情報が共有されたり必要な対応が図られたりということが重 要ではないかというような議論がありましたので、追加をしております。

基準3「教育の成果」につきましては、各専門職大学院が目的において意図した学生に どのようなことを身につけさせ、どのような能力を養成するかという人材像等に照らし て、最終的な教育の成果や効果が上がっているのかを見る基準ですが、ここに挙がって いる4つの観点は、若干表現は変わっておりますが、前回ご議論していただいた中身と 変わっておりません。

基準4「教員組織等」についてですが、ここには4つの内容が入っております。1つ目が、「教育課程を遂行するための必要な教員が適切に配置されていること。」それから2つ目が、「教員の採用、昇格等の基準が適切に定められ、運用されていること。」3つ目が、「教育の目的を達成するための基礎となる研究活動等が行われていること。」4つ目が、「必要な教育支援者が適切に配置されていること」となっております。

観点は11ありまして、各分野の検討状況の中で提案されたことが入っており、それ以外につきましては、前回ご議論いただいた中身とそれほど変わっていません。先ほど少し申し上げましたが、4-6で、教育上主要と認められる授業科目については原則とし

て専任の教授又は准教授が配置されているかとなっております。これは平成19年4月から大学設置基準が変わりまして、一枚ものの参考資料の下のほうに書いておりますが、大学、大学院ともに、教育上主要と認める授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとするという改正が行われますので、ここは設置基準に合わせて専任の教授又は准教授が配置されているかという表現に改めております。

基準5「施設・設備等」の教育環境はいろいろな中身が入っておりまして、4つあります。1つ目が、施設・設備ということで、「施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されているか。」2つ目が、「学生相談・助言体制等の学習支援、経済支援等が適切に行われているか。」3つ目が、「教育活動等を適切に実施するにふさわしい財政的基礎を有しているか。」4つ目が、「必要な管理運営体制、事務組織が整備され、機能しているか。」この4つの内容、若干幅広の内容を一つの基準で書いております。基本的には前回ご議論いただいたものと変わっておりませんが、5-6を追加させていただきました。5-6については、特別な支援を行うことが必要と考えられる者、例えば留学生、障害のある学生などへの学習支援、生活支援等が適切に行われているかという観点を盛り込むべきではないかということで、提案させていただきました。

最後に、10ページの基準6「教育の質の向上及び改善」について、2つの内容が入っております。1つ目が、「教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。」2つ目が、「教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための取組、FD等が行われていること」という観点です。ここに挙げられている8つの観点につきましても、前回ご議論いただいた観点とほぼ同じ内容になっております。以上が資料4です。

同時に資料5を配っておりますが、基準について分野別の検討を比較できるように作成した資料です。内容は資料4と同じですので、説明申し上げませんが、この資料の一番右側に「根拠となる資料・データ等」という欄があります。これは、これらの基準について、例えば各大学が自己評価をし、評価者が評価していく際に、裏づけとなる根拠資料としてこういうものが考えられるのではないかということを事務的に洗い出したものです。各基準、観点がどういうものであるかというのをイメージする上で、参考としていただければということで、本日配付しております。以上でございます。

- ○主査 どうもありがとうございました。それでは、ご説明ありました内容について基準 1から順番にご意見、ご質問等を伺ってまいりたいと存じます。まず基準1に関して、 何かありますでしょうか。
- 事務局に対する質問になるかもしれませんが、1-6に実入学者総数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないかということが書いてありますが、 実際の現状はどのようになっているのでしょうか。
- 専門職大学院が、現実的に入学定員と比較して学生がどれぐらいの状況になっているかについては、こちらでは具体的な状況は把握しておりません。特にここでは大幅に超える、大幅に下回るということをどの辺の水準に置くかということが1つ問題になってくるかと思いますが、具体的なデータを持ち合わせておりません。
- 数日前の新聞にありましたように、大学が定員を満たしていない、実入学者というのが4割を割るというようなことになりますと、非常に憂慮すべきことだろうとは思うんですが。専門職大学院はこれからのものですから、現在、スタートにおいてそういう状況があるのかないのか、今後考えていくのにそれなりの資料になると思ってお聞きしたのですが。
- ○主査 ありがとうございました。先ほどの先生のご指摘については、基本的に頭に置いておくべきことでご指摘いただいたということでよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。
- 関連しまして、定員に対してプラスマイナス何パーセントのような具体的な基準はあるんでしょうか。
- この評価基準モデル(案)は専門職大学院の認証評価機関の創設等を促すために、評価の経験のある機構が検討を行った結果を提供し、これに基づいて認証評価機関となることを検討している各団体等において、具体的に検討いただくというものでございますので、具体的にプラスマイナスどれぐらいのものが大幅だということについては、このモデル案で設定するのではなく、この基準を活用される各団体等において具体的に検討されればと考えております。もし仮に、このモデル案に基づいて機構が認証評価機関となって運用するということになれば、大幅に上回る下回るというのは具体的にはどういうことかということについて、議論が必要になってくるかと思います。
- ○主査 ありがとうございます。基準1に関しては大体よろしいかと思います。それでは 基準2について、また同様にご指摘、ご意見、ご質問をお願い申し上げます。

○ 2-14について、公共政策分野については、注で40単位以上と書いてあります。 私は公衆衛生が専門で、公共政策の分野に入るのか入らないのか分かりませんが、実務 は厚生労働省が所管していて、都道府県、市町村、保健所が実際にやっている仕事に大 きな部分関係しています。

実際問題として、現在、京都大学の公衆衛生大学院では、1年目は30単位をこなすのですが、2年目は調査研究、課題研究と称しまして、これは地域保健法に公衆衛生の実務を担当する保健所の役割として調査研究というのが挙げられておりまして、それに対応するものです。一方では最近の公衆衛生において、製薬会社など経済関係にも対応しており、非常に調査研究に焦点を絞ってきているということがあります。

実際、学生は相当忙しくやっていますが、やはり40単位というのは必要なのではないかと思います。現在、私どもは調査研究、課題研究ということで1年間、具体的には何をしているのか分からないのですが、それなりに忙しくやっておりまして、このような形で40単位というのは、非常にいいことなのではないかと思うのですが。意見として発表させていただきます。

- ○主査 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
- 2-1のビジネス・MOT分野の(2)のところです。いろいろな科目があって、会計、企業財務と出てまして、ビジネス関係となっておりまして、ビジネスの観点からすると、むしろ組織行動とか企業戦略のほうが先で、会計、企業財務は後に来るのではないかと思います。別に軽重はないものとして、重要性という観点から配置しているわけではないとしても、見る人によっては、おそらく会計が一番最初に来て、会計が重要なのかなという判断をされる恐れがないかと心配です。
- ○主査 ありがとうございます。どうぞ。
- この3つの分野を横に並べてみると、かなり内容が違うところが明確に出てくると思います。会計分野というのは非常に専門的で公認会計士というきちんとした資格がついており、それからビジネス・MOT分野とか公共政策分野のように、若干幅広に総合的能力を要求されるものと分けられると思います。

会計分野のほうはまさしく専門職ですから、これはこれでいいんだろうと思いますが、 ビジネス・MOT分野と公共政策分野は似たところがあって、例えば公共政策分野の中 で今おっしゃっている2-1の(2)のところは、法学、政治学、経済学と、古典的と いいますか、極めて従来のものにとどまっているところに若干心配があります。例えば、 環境学とか、技術の問題とかがここに入っていない。公共政策をやる技術はあるだろうと思うんです。それから、人間とは社会の側面の理解がないといけないのではないか。このように考えますので、環境学とか技術学という言葉がないので、適切な言葉をつくれるといいのですが、強いていえば科学技術開発とか、イノベーションとか、そういうことが必要なのではないかという気がします。これは皆さんにぜひご議論いただきたいと思います。

それから、ビジネス・MOT、これは両方を統合した形になっているので、ほとんどの分野を同じようにカバーするという理解でよいのかもしれないのですが、特にここではいわゆる技術イノベーション、それから研究開発とか、特にこれから発想力、構想力といったところを、2-1の(1)になりますが、若干整理する必要があるのかなという感じを受けます。

- ○主査 ありがとうございました。2つほどご指摘がありました。最初の2-1のビジネス・MOT分野の(2)の科目の順序については、先ほどのご指摘にしたがって、事務局で並べかえをご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。 2つ目のほうは非常に広い範囲に関わることかと思いますが、2-1の公共政策分野の
  - (2) とビジネス・MOT分野の(1) についても同様に広い範囲を含む課程の編成が必要ではないかというご指摘と受けとめましたが、これについて委員のご意見をお願いいたします。
- 公共政策分野についてですが、全くご指摘のとおりだと思います。具体的な問題を取り上げて研究し、教育していくことは必要だと思います。他方、ここで挙がっている3つの伝統的なディシプリンというものは、むしろそれらにすべて横断的に通じているツールのようなディシプリンだという理解です。環境技術など、もちろんご指摘のとおりですが、これを挙げていきますと、すべて挙げていかなければいけないという理解になるかと思います。ここではツール性の強いディシプリンである、この3つをある程度適切に学ぶということで挙げさせていただきました。
- ○主査 ありがとうございます。ほかにご意見等ありますでしょうか。
- どういう形で言ってよいか分からないのですが、2-7についてです。私どもの公衆 衛生でいきますと、医師とそれ以外の大学の卒業者とでは、医師は既に修士課程修了と 同等ということで1年制を導入すべきだということが言われているんですが、2年で編 成したカリキュラムを1年に短縮するというのは、余り意味がないのではないかという

議論をしております。というのは、十分な学習時間の確保への配慮とありますが、これは十分な学習時間の確保だけではないと思うんです。時間の確保であれば、それなりにできると思うのですが、履修の到達目標に達成するやり方が、やはり半分の時間でやるということについて、よく考えないといけないように思います。特に公衆衛生では、医師は医学部で6年間の教育を受けてきているのですが、到達目標については2年間やった方が良いというように、実際に卒業した学生は言います。1年制と2年制では時間の確保だけではない要素があるので、そこをもう少し追求したほうがいいのではないかと思っております。

それから、2-8につきましては、極端な例として、いわゆる知的財産経営学と私どもは言っていますが、弁理士の系統のこととか、疫学だけを主体として勉強するコースとか、遺伝学だけを主体として勉強するコースとか、それから京都大学の経済学部の方で専門職大学院を今年からつくったと思いますが、こちらは医療経済ですので相互乗り入れはもう具体的な話が進んでいるとか、いろいろなことがあります。これ以上の表現は難しいのかもしれませんが、もう少し多様なニーズ、社会のニーズ、社会からの要請について、ここに全部書いてあると言われればそうかもしれないですが、もっとここを強調して欲しい。実際には、社会から要請されるものはこのような言葉で表されるもの以上に、相当複雑化しておりますし、専門的なことを要求される時代に専門職大学院に要求されているのはそのようなことではないかと、実際に5、6年運用してみて感じておりますので、指摘させていただきます。

- ○主査 ありがとうございました。先ほどの2-1の公共政策分野の(2)の法学、政治学、経済学につきまして、例えば環境というものを取り上げるにしても、やはり法学、政治学、経済学という基本的なツールに入ってくるという考え方に立てば、この3つで良いのではないかというご意見だったと思います。この点に関して、その考え方は今回はこうしようとか、あるいは増やすことにして事務局に委ねるとか、その辺りを決めておきたいのですが。
- ○副主査 先ほど事務局からご説明がありましたように、これはあくまでモデル案であり、 今後できる専門職大学院認証評価機関が、このモデルに基づいてどのような評価基準を つくるかというものだと思います。ですから、ここで作成された認証評価基準に従わな ければならないということではないと思います。あくまでも一つのモデルであって、こ こからいろいろなタイプの専門職大学院認証評価機関が、これを参考に特徴ある評価基

準を作ればよいことと思います。余りここで微に入り細に決めるのは難しいのではないでしょうか。

- ○主査 ありがとうございます。ほかによろしいですか。
- 東北大学の公共政策の専門職大学院は、公衆衛生学が入っております。それなりにユニークなことをやろうといいますか、東北大学は医学部の公衆衛生学で昔からそういう観点のことをやっておりますので、恐らく入ったのだと思うんです。そのようなことを考えますと、3つの専門分野にわたって適切に学べるというのは、余りにも限定的に言い過ぎではないかという印象を、他分野の人間からは感じます。少なくとも10分野ぐらいは入れてほしいという感じはします。
- まず、2-7の標準修了年限を短縮している場合について、これは短縮するのが正当か不当かという問題ではなく、こういうことをやっている場合には、十分な成果が得られるよう配慮されているかを見ますということです。ですから、短縮するのが正当か、不当かということの議論をするというような設問ではありません。「場合には」というのはそういう意味です。

2-8は、確かに分野によっては、もう少し強く言ったほうがいいというのが多分あると思います。これはモデル案として出しましたので、例えばこれがそれぞれの分野のビジネス・MOT、会計、公共政策以外のところでもう少しこういうことを打ち出したほうが良いというのは、当然この後に出てくるのではないかと思いますが、これはあくまでも共通的なモデルとしてご提案させていただいたとお考えください。

分野別検討グループの議論の中では、もし仮に評価機関として運用するためには、この 基準のもとに作成する自己評価実施要項とか、あるいは評価者の手引書というようなと ころに書くべき内容についても御意見をいただきました。あくまでも本日提案したもの は、評価基準のモデルであるとお考えいただければと思います。

○ 先ほどの公共政策分野について法学、政治学、経済学の3つの専門分野に関して検討 グループで議論をした点で、先ほど東北大学のご紹介がありましたが、私どものところ は技術政策が大事だというので基本科目に入れていますが、その種の新しい特質という のは、それぞれの公共政策大学院がプラスアルファすれば良いと考えます。ここでは、 2003年3月の「公共政策系大学院に在り方に関するまとめ」の表現に引きずられた 部分があり、3つの専門のディシプリンから、評価するものは最小限であれという解釈 で合意をしたということで、その点では先ほどの委員のご指摘が議論された上で、こう いう文章になっています。

- ○主査 ありがとうございました。そういたしますと、ここでは基本的なモデルを考えて いるということで、この3つで良いのではという気がしますが、いかがでしょうか。
- 議論されたということは理解しますが、私の印象を率直に言いますと、技術経営といいますか、技術に関することが非常に希薄になっている。例えばこの中で法学、政治学についてはタッチできないんだろうと思うんですけれども、経済学の中で技術の問題をどこまで扱っているかというのを調べたスイスの先生がおります。彼の指摘では、ほとんど世界中の経営学も経済学も調べたけれども、技術についての議論はされていないというのが、彼の主張です。そういう意味で、これからやはり技術というのは非常に社会を変えていく上で、また政策を考える上で非常に重要な要素だと思いますので、何かの機会に参考にしていただければと思います。
- ○主査 ありがとうございます。やはりそれぞれお考えがあるようですので、とりあえず 預からせていただいて、事務局でもう一度検討して、先生方に最終的な提案をご照会さ せていただくということでよろしいですか。
  - それから、2-7と2-8について、先ほどお話がありました。これに関して、また重ねてということがありますか。
- 基準2-7に関しまして、先ほどのご説明はよく分からないのですけれども、いろいろな状況があるので、十分な学習時間の確保への配慮ということだけでは不十分ではないかと。要するに、履修目標の到達について時間以外の要素も考慮すべきではないかと思います。
- 私どもの機関別認証評価で使っている表現で、専門職大学院で1年制コースを設定していなければ、これは答える必要がない、そのような項目だという意味です。
- うちでは、1年制コースも設定しようかという議論は長くやっているんすが、結局設定できないでいるのですが、私が指摘しているようなことからいうと、今おっしゃったことは、それなりに理解できました。しかし、十分な学習時間の確保ということだけでは、私が持った疑問に対して答えになってないと思うのですが。そんなに強く言うほどのことはないかもしれませんが、ご意見を聞く限りはそのような感じもします。
- ○主査 ありがとうございます。この点に関しても、一旦預からせていただいて、検討を 加えた上でお諮り申し上げたいと思います。
- ○副主査 現在、ビジネス分野で1年コースがあります。エグゼクティブMBAとして、

職業経験が15、6年以上の者を、企業派遣で金曜、土曜日を使って集中的にやっています。通常の2年制とは全く学生層も違いますし、もちろん内容も違います。当然学位も違ってくるわけですが、実際にあります。会社の方でもいろいろと便宜を図っています。

- 委員がおっしゃっているのは、そういうことは前提で、十分な学習時間の配慮のみならず学習目的の達成等の配慮といったものも必要なのではないか、という趣旨だと思います。
- ○副主査 企業側でもそういう配慮をしているわけですね。
- ○主査 ありがとうございました。それでは、それ以外で基準2について、何かございま すでしょうか。
- 2-16ですが、学生の状況について組織的に情報が共有されるということは可能だと思いますが、各教員の教育活動について情報を共有するというのは、どういうイメージなのか。評価を受ける立場になって考えますと、これをここに書きますと、現実にはかなりレポートをたくさんしなくてはならないような気がするのですが。
- ▶ よろしいでしょうか。私のほうから少し説明させていただきたいと思います。これについては、学校名はご容赦願いたいのですが、幾つかの専門職大学院を訪問しました。その結果、例えば開校時間が夜とか土曜日が多いと、実務家教員の方々はもう講義が終わってすぐお帰りになってしまうというのがあります。例えば、実務家教員の方の授業でこういう学生がいて少し問題を抱えているとか、あるいはこういう点で少しほかで補填した方が良いのではないかといった学生がいた場合、その情報がほとんど伝わりにくい。通常であれば、学科会議、専攻会議といったもので情報が共有されるわけですが、たくさんの実務家教員の方がいると、なかなかそこがうまく機能しないのではないか。学生にとっては実務家も普通の教員も、同じ教員として区別がないわけですけれども、例えば相談してもその先生どまりになってしまうとか、そういう例があるという話を聞いております。普通にやっていれば専攻会議がきちんと機能して、そこにメンバーが全部加わっていればそれぞれの情報は共有されますが、必ずしもその辺がうまくいっていないのではないか。

教育活動については、確かにご指摘のとおり少し広い言い方だったかと思いますが、例

えばどういう内容の授業をなさっておられるのかということについて、別に先生の動向を探るとかという意味ではなく、教員相互の間できちんと周知されているのかどうか、その情報が共有されているのかということに少し不安があります。幾つかの大学では、その点については非常に情報の把握が難しい部分があると伺ったものですから、そういう趣旨で入れたものです。教員活動について組織的な情報というと、要するに教員の方々が相互にそういう点では間違いのないように、情報が何らかの形で共有されるシステムがあるかどうかということになります。

学生としても、授業が夜間や土曜日に多いと、学生もそのまま帰ってしまいますので、 十分に自分の情報を先生に伝えたつもりでも、その先生どまりになってしまうようなこ とがあるというようなことが、一部心配されているものですから、念のため入れさせて いただいたわけです。文言については、これでは広い意味で使われるのではないかとい うことであれば、適当な形に修正させていただきます。

- 学生については、全く同感です。その点について先生の趣旨に全く異存はないのですが、教育活動について、活動といった言葉の受ける印象では、どう教えているのかとか、何を教えているかなど突っ込んだ感じがして、しかも組織的に情報を共有せよというのは、私にはかなり強い印象があります。もしご提案されたように表現をお考えいただく余地があれば、少しご修正いただけないかと。
- そうですね。組織的にというと、少し誤解を招くかもしれない印象ですが、ここの意味は組織としてという意味です。全教員の中で、組織としてそのような情報がきちんと伝わっているかどうかということで、少し文言に不十分なところがあったかもしれませんが、趣旨はそういうことです。文言については考えさせていただきます。
- ○主査 ありがとうございました。それでは、ほかに基準2に関してありますでしょうか。 教育課程に関しては、ご指摘をいただいたような点を、もう一度精査して整え直すとい うことにさせていただきたいと思います。

それでは、基準3「教育の成果」に進ませていただきますが、こちらはいかがでしょうか。こちらは、先ほど事務局からご説明がありましたように、若干の表現は違うけれども、以前にいただいたものと内容的に同じということです。これでよろしいでしょうか。それでは、先にまいりまして、基準4「教員組織等」の部分で何かご指摘、ご質問があればお願いを申し上げます。

○ 4-3で、最近5年間として特定している理由は何なのでしょうか。5年間でなくて

- 10年間でもいいと思うのですが、大学を卒業して以来、ずっと教育研究に携わってきていており、要するに5年間というのは、今もやっているということを強調したいのかなという気はしますが、お教えください。
- 絶対に5年でなくてはならないということはないのですが、一つあるのは、実務家教員については、5年以上の実務経験を有するということもありましたので、これも意識しております。それから、最近の教育研究活動といった場合、5年程度ではないかということで設定しております。もう少し適切な期間設定があれば、そこは考慮してよいと思います。ちなみに、現在、当機構に法科大学院の評価基準がありますが、全く同じように最近5年間ということでやっております。
- ○主査 この点について、ほかにご意見はありますか。
- 実務家教員の5年が実務経験5年ということと、この場合の5年ということとは関係 があるというご説明だったんですが、違う話なのではないかと思いましたので、もう少 しご説明ください。
- 確かに実務家教員について言っておりますことは、教員になる際には5年以上の実務上の経験を持っているということで、一方4-3の基準については、既にいる先生方の最近5年間における教育上又は研究上の実績についてとなっておりまして、この場合の教育又は研究上の業績等の中には、実務家教員で採用されたばかりの方について言えば、実務上の経験等が含まれると思います。教育上の経歴や経験、指導能力を有することを示すことについて、実務家の5年と、4-3で言う5年というのは違うということになるかもしれません。
- この5年は、必ずしも確固たる根拠があるわけでありません。これは試行的評価をやりましたけれども、分野によっては数年、1年か2年で十分だということがあったり、10年、20年必要だといった分野もありました。ですから、これは科研費は5年にしていること、それから認証評価が5年サイクルであること、この辺りのことを考えて法科大学院でも5年としたところです。これは分野によってはもう少し短いか長いかということはあり得ることかもしれません。過去の試行的評価で、医学から文系までありましたけれども、毎年、何年かについて議論が出ましたので、分野によって、そのときに考えたほうがいいかもしれません。
- 今のご説明を聞くと、5年に限る意味がほとんどないように思うのですが、もし今のようなことであれば、もっと柔らかく書いてもらわないと。ものすごく厳格に考えると、

- 5年間で何か業績を上げないとだめだと、きつく考えることもできるので、今のような ご趣旨であれば、もっと柔らかく表現していただきたいと思います。
- ○主査 そうですね。確かに4-3のところは、教員の最近5年間におけるというと、余りに解釈の幅がなくなっている。そこは何かおおむねを意味するような、あるいは分野ごとに弾力的に考えてよいというニュアンスが出れば、それはそれでいいのではないかと思いますが。そこについて、少しご検討いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。
- 私が東北大の会計大学院の設置申請書をつくったときに、設置基準にはないのですが、 マニュアルのようなものがあって、その中に最近5年間の研究上の業績を記載せよとい うのが書いてありました。他の分野はわかりませんが、少なくとも会計関係の設置審で は、通常、最近の5年間の業績を研究に関しては見ますということです。それ以前につ いては書いていけないとは書いてないので、別に書いてもいいのですが、おそらく見ま せんという趣旨だと思います。
- 設置申請の手引書に書いてありますね。
- そうでしょう。そういうことだったので、評価基準は変えていいのかもしれませんが、 不整合は生じさせないほうがいいと思います。
- ○副主査 この5年間ということを何も書かないとすると、教育研究を始めてからすべて の資料を出させる場合も出てきますし、これはあくまでも認証評価機関が教員の教育研 究活動を審査するときに、直近5年間の教育研究活動の報告を提出いただいて、それぞ れの活動項目をそれぞれの基準で評価していくものと思います。だから、5年間必ず研 究業績がなければだめだということではないのだと思います。ただ、評価期間の年数を いれないと在職期間の業績を書くことになり、現在の教育の質保証に繋がらないと思います。
- ○主査 5年ということにどういう意味があるかと言われると、またそれはいろいろ出てきてしまうので、本来は受けとる側が弾力的に受けとればよいという面もあると思いますので、いずれにせよ、その部分をもう一回検討いただければと思います。5年ということであれば、他もそのように実施してきており、これで別段支障がないのであればという考え方もあるのかもしれません。その辺りを総合的にもう一度ご確認いただければということで、とりあえずよろしいでしょうか。
- 4-6について、専任の教授又は准教授と書いてあるのですが、これは本当に厳しく

理解すると、特任教授などと称するものがたくさんありますし、任期制の5年任期の教授などというのは専任と言えるのかどうかとか、任期がちょうど5年であればいいのですが、例えば、認証評価を受けるときに任期がちょうど真ん中あたりであれば、本当に専任と言えるのかとか、言い出すと幾らでも言えるような気がするのですが。今までのご説明を聞く限りでは、非常に柔らかく弾力的に評価すればいいような表現なんですが、ここまで書かれると少し問題があるような気がします。

- ○主査 今のご指摘については、いかがでしょうか。
- 先ほど申し上げましたように、大学院設置基準がそのようになっております。設置基準はそのようになっているけれども、評価基準はそうでなくてもよい、というわけにはいかないと思いますし、設置基準も書いておりますように、原則としてということがありますから、何か特殊事情があればそこは考慮する余地はあると思います。また教育上主要と認められる授業科目についても、予めこれが教育上主要と認められる科目であると決まっているわけではなく、各大学院において主要と考えられている科目にきちんと原則として配置されているかということです。このような表現になるのは、致し方がないことかと考えております。
- 質問がありまして、4-4で、おおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年 以上の実務経験を有しとあります。これは実務家教員のことですか。
- 4-4は、いわゆる実務家教員のことを言っております。ただ、正確に言いますと、 実務家教員というのは専任の方もいれば、非常勤の方もいろいろあるわけですが、ここ で言うのは専任の方です。
- このような質問をするのは、私が属する東京工業大学の場合ですが、誰が実務家教員なのかよく分かりません。ほとんど全員が企業経験を持っていて、それが10年前か20年前かも分かりませんし、5年前かも分かりません。設置したときには確かに1年前、2年前まで実務で活躍して大学に来ますが、5年、6年たつと、幾ら5年以上の実務といっても、どんどん陳腐化していくということがあり、そうした意味で4-3で最近5年間できちんと現在の技術とか変化についていくような、いわゆる何らかの研修をしているというエビデンスが必要だと思うんです。4-4は、5年以上ということは、過去10年前、20年前でもよろしいんでしょうか。設置審のときに確かに定員に対して何名の実務家教員と出しましたが、必ずしも教員自身がだれが実務家教員で、私は実務家教員であなたは違うとか、そういう区別をしていないんですよね。

私の質問は、4-4を実際に生かそうと思ったら、もう少し何か必要ではないかということです。要するに、5年以上の実務経験を有する実務家教員というのであれば、さっきも言ったように、確かに設置のときにはごく最近まで実務の経験を有して、その経験を生かした事業とか教育が担当できた。それが何年か経っていくと、5年以上という枠はもちろんクリアしていますが、単に5年以上あればいいんでしょうかという話です。4-3で最近5年間といっていますが、必ずしも研究でなくてもいいと思うんですが、研修をしているとか、いつも技術の変化をキャッチアップしているということが大事ではないかと思うんです。

- ○副主査 このように考えたらどうでしょうか。実務家教員であるかないかは、申請する 大学の判断する問題であると。ここで決められていることは、おおむね5年以上の実務 経験を有する専任教員を3割を確保しなくてはいけないということだけで、この基準に 照らして申請大学院が実務家教員の指名がなされるだけで、その実務家教員の実質性は 認証評価機関が判断する問題であるという解釈ではないかと思います。
- それでも問題ないのですが、実質を持たそうと思ったら、やはり最近5年間の中で、 特に技術系などは技術がどんどん変化しているわけですから、その辺の変化をきちんと キャッチアップできるような研修とか、そういったものを積んでいるかということが、 4-3で示されないとまずいと思うんです。
- 今の点は、確かにご指摘のとおりで、実務家といっても、何年か前までは実務家だったかもしれませんが、大学にいる間も、まさに技術はどんどん進歩します。このことについて、何か記述するとしたら、評価基準の下に自己評価実施要項、あるいは手引書があるので、その中で、例えばこの分野あるいは自分の大学で、実務家とはどういう人であるのかを記述してもらうように明記し、そして、研修などをやって実務能力をきちんと維持してますという場合は、これは非常にすぐれた取組であると評価できると思うんです。しかし、このレベルでもかなり細かいことを書かないといけないのではないかと。
- そのためにも、4-3が大事だと私は申し上げています。
- $\bigcirc$  4-4の表現ですが、設置基準に記載されていることのおおむね3割と読めますか。 4-2というのがそのように読めるのでしょうか。
- 4-2も、これは設置基準そのもので、次の各号のいずれかに該当し、その担当する専門分野に関して高度の教育上の指導能力を認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれているかというもので、具体的にはこの下に何人必要だという数の話も出てく

るわけです。それを受けて4-4は、4-2に規定する専任教員のうち、おおむね3割以上は5年以上の実務経験を持っている実務家教員でなくてはならないということで、 $2 \times 4 - 4$ は、設置基準とその下にある告示の指示をそのまま反映しています。

- 4-2の下段の文書は、それぞれの分野ごとに必要数が確定しているわけです。これだけで、4-4で4-2を受けると、その文面は全然ないわけですから、「教育課程を遂行するために必要な教員数が確保されているか」の「必要な教員数」ということですか。「必要な教員数」のおおむね3割というように読めばいいですか。
- そうです。
- 全教員のおおむね3割という意味ではないのですね。
- 必要な教員数があって、そのうちの3割以上は実務家教員ということですから、それ 以外にいていいわけです。
- 先ほどの4-4ですが、私は観点4-2に規定する専任教員のおおむね3割以上という具合に理解していたのですが、「の数」のというところが非常に重要な意味があるということなんでしょうか。
- 専門職大学院設置基準で、具体的にどう書かれているかといいますと、専門職大学院設置基準5条で、専門職大学院には次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとすると定められています。その定める数を置けというところが4-2には明確には書かれていませんが、その定める数のうちの最低必要な数の3割以上が実務家教員でなくてはならないということで、4-4で専任教員の数というのがありますので、その数というのは文部科学大臣が告示で定めている最低必要数のことを言っているということです。
- 認可のときに学生数とか、専攻の構造とかで、必要な3割以上と言われる。具体的に 必要な数というのは、最小限規定されるわけです。だから、3割いるか3割超えた分に ついては、研究型の教員でもよいし、実務家の方でもよいし、と理解しているんですが。
- つまり、観点4-2という文章が、そこまで読めるかという、それだけです。設置基準の文部科学大臣が定める専任教員の数という意味なんですが、観点4-2でそのようなことを言っているかというのは、議論を聞いていれば分かりますが、そうでない人が聞いたら分からない。
- 確かに、これだけを読んで解釈上間違わないかと言われれば、文部科学省令を書いた

ほうがいいかもしれないですが、これはモデルであるということと、認証評価というのは設置認可制度を前提として、いわばフォローアップであるというそもそもの位置づけからしても、一番素直な解釈としてはそうなるんだろうと思います。

- 観点という表現でもって文部科学大臣が定めるというのも、つらいのではないかという、それだけです。素人にも分かるように書いていただけたらありがたい。
- そういう意味では、これはモデルですから、具体化するときにはきちんと書くのが正 しいかもしれないですね。
- 結構です。
- ○主査 いろいろ今のような議論の余地があることが分かりまして、その点を踏まえて、 また整理をしていただくことでどうでしょうか。
- いろいろ修正する際には、設置基準と照らして整合性を欠くようなことはやはりまず いと思うので、設置基準と一貫して基準モデルが沿うような修正をお願いしたいと思い ます。
- ○主査 ありがとうございました。それでは、時間の制限が出てきましたので、基準5に 進ませていただきたいと思います。基準5についてご意見をお伺いしたいと思います。 基準5につきましては、よろしいでしょうか。

また、もし意見がありましたら戻っていただいて結構ですが、次に基準6について同様 にご議論をいただきたいと思います。

基準5と基準6に特段発言がなければ、また全体を振り返りまして、改めて何かご質問 ご意見があれば承りたいと思います。

- 公共政策大学院について40単位と書いてありますが、先ほどの議論からすると、設置基準を遵守しているかというのが非常に大きな観点としてあるということからすると、こうあったほうがいいとは思いますけれども、2-14の注釈というのは、逆に言えばどういう意味が出てくるのでしょうか。何か意味がないような気がするんですが。
- 設置基準では、先ほど申し上げましたように30単位以上ということになっています。 ここで公共政策については必ず40単位以上としなさいと書いてしまうと、これからで きる公共政策系の大学院はすべて40単位以上でなければならないことになるので、そ れが果たして適当かどうかという議論があったと思います。ここでは一応、これを明ら かに観点としては書かずに、注として、しかも望ましいとした案は、その辺について悩

んだところで、言ってみれば公共政策分野について議論の結果、このような意見もありましたということをうまく表現しようと思い、注として少し違った扱いにしたわけです。 この辺りの書き方については、まだ工夫が必要かと思いますが、確かにこの分野だけ4 0単位ですと書くことがいいのかどうかは、若干悩んでいるところです。

- 今のことについて感想なんですが、設置基準で決まっているものより緩くするのはだめだと思うのですが、程度の問題はもちろんありますけど、厳しくするのは別にかまわないと理解しています。それはスタートの設置基準のところは現在、大綱化で比較的緩い基準でスタートさせておいて、5年に1回第三者評価を受けるということですから、それぞれの分野の認証評価機関が、5年間でどのような方向、あるいはどのようなレベルまでいってほしいということは、別に決めても構わないと思っています。
- 5-7について質問なんですが、専門職大学院における教育研究活動を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有しているかとあって、財政的基礎という言葉があるのですが、会計専門職大学院の一部の大学院では、定員割れというのがかなり深刻な状況にありまして、そこの大学院だけを見ると赤字であることがあります。しかし株式会社などでやっていると、他のところで儲けているからいいじゃないかと、こういうようなことでよろしいのかどうかを少し確認だけしておきたいと思います。
- ここで言う財政的基礎がどういうものかということについては、専門職大学院の教育研究活動をきちんと行えるだけの財政的な基盤が、設置する大学あるいは学校法人なのかもしれませんが、あるかということです。大学の現状を見ていくと、それぞれの部局ごとに独立採算しているわけではないわけで、ここで言っているのは、もちろん専門職大学院という一つの研究科の評価を行うわけですが、この研究科が適切に運営できるための財政的な基盤を設置者が持っていて、きちんと資金が行くようになっているか、そういう意味と理解しております。
- 今まで大学、短大、高等専門学校でもこれと同じようなことがあって、例えば私立の 高等専門学校ですと、その高等専門学校だけではほとんど見えないのですが、その法人 全体で見てしかるべき財政基盤がきちんとあるとか、そういう見方をして、評価したこ ともあります。独立採算できちんとしているかということについては、必ずしもそうい う意味ではないと。
- もう一つ質問なのですが、基準2について、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつと書いてあり、その後に2-1から2-16までいろいろ書いてあります。理論的

教育と実務的教育の架橋ということが触れられているのは、公共政策分野のところで政 策課程全般ということで括弧書きが幾つかしてあり、ここには具体的に書かれているん ですが、そのほかのところで理論的教育と実務的教育の架橋ということが他の部分では 何も出てこないんですね。何か工夫していただいたほうが、専門職大学院としては望ま れるのかなと思います。

- ○主査 ありがとうございました。もしその点に関して、何かコメントがあれば承ってお きたいと思いますが。
- 今の点は非常に大事なことだろうと理解します。先ほど専門家、実務家教員という言葉が出て、いろいろな解釈があったと思うんですけど、大学で採用するときに5年以上の経験を持つ実務家という意味では非常に明確な定義が理解できるんですが、それ以後大学に入って、理論と実践を架け橋といいますか、融合していくという経験を積んでいくわけで、過去の経験だけでという人もいるかもしれませんが、一般的には高度に成長して、円熟してくるというのが普通の形だろうと思うわけです。だから、架け橋という言葉、あるいは理論と実践の融合という言葉が使われて、成長過程など、それを表現しておけば実務家教員というものがもう少し分かりやすくなっていくのではないかと思います。
- ○主査 ありがとうございました。非常に重要な点だと思いますので、ひとつよろしくご 考慮いただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

それでは、予定していた時間になるものですから、大変貴重なご指摘をいただきました ので、これらを踏まえて修正したものを、事務局から改めて委員の先生方にご照会をさ せていただくという形で進めさせていただきたいと思います。

## (2) その他

- ○主査 それでは、とりあえずこれで議題1は終了させていただきまして、議題2のその 他に移りまして、今後のスケジュール等について事務局からご説明をいただきたいと思 います。
- それでは資料6、今後のスケジュール等になります。この資料の真ん中の7月のところが、今回の第3回会議評価モデル案の審議です。各委員からいろいろ意見をいただきましたので、これを踏まえた修正案をつくりまして、機構の設置機関であり、また認証評価制度を担当しております文部科学省に若干これをご説明して、ご意見も聞きながら

調整をして修正してまいります。それから、専門職大学院の認証評価を行っていこうという関係団体ができていくためには、この案について専門職大学院や関係団体に意見を聞きながら進めていきたいと思っております。とりあえずは各委員からいただいた意見を反映して、委員にフィードバックすることも含めて案を調整した後で、また必要な意見照会なども実施した上で、最終的なモデルをつくって最後に公表するということになります。調整具合によって、いつの時期にモデルを確定するかについては、まだ決まっておりませんが、少なくとももう一度この会議を開催しまして、そこで委員会としてモデルを確定し公表するということを考えております。

関係団体について意見照会をするということで、参考資料1を配付しております。一番左が今回の専門職大学院評価基準モデルの意見照会先を考えている案ですが、真ん中は当機構が大学機関別認証評価の基準をつくる際に意見照会を行った団体、それから一番右が同じく法科大学院の認証評価基準について意見を聞いた団体です。共通する部分がかなりありますが、法科大学院においては法科大学院を置く大学、それから法曹界というようなものを入れております。今回の専門職大学院の評価モデルは、比較的大学の評価基準と近い形で、また必ずしもビジネス・MOT、公共政策、会計の3分野にとどまらないものと考えておりますので、あらゆる分野の専門職大学院に意見照会することを考えております。また、経済団体等のところですが、会計分野については、公認会計士養成ということもありますので、日本公認会計士協会や日本税理士会連合会を入れております。ビジネス・MOT分野、あるいは公共政策分野については、事務局のほうで具体的な団体というのが思い浮かばなかったのですが、こういうところも意見照会をしたほうがいいのではないかというのがありましたら、ご提案いただければと思っております。以上です。

- ○主査 ありがとうございました。それでは、今のご説明にご意見、ご質問があればお願いします。
- 公共政策の観点で言いますと、政府の部門とか地方自治体にも聞いていただいたほう がよいと思います。地方自治体全部に聞くわけにはいきませんが、何か代表的に、どう いうところでできるかよく分かりませんが、見てもらう価値はあるのではないかと思う のですが、いかがですか。
- 政府部門というと具体的にどこになりますでしょうか。
- 人事院はどうでしょうか。

- 組織としての人事院にこのような意見照会をして、意見をいただけるのかどうか分かりませんが、検討してみたいと思います。
- 法務省が入っているので、基本的な位置づけが違うかもしれませんが、地方公務員に ついても、代表的なところがあればと思ったのですが。ただ、余り思いつきませんが。
- 法科大学院は日弁連が「関係団体・機関」に入っていて、日本公認会計士協会、日本 税理士連合会がそこではなく「経済団体」というところで整理していて、バランスが違 うのがよく分からないというのが一つと、ここに高田先生以下何人かいらっしゃってい るのでよろしいのですが、法科大学院協会があるので、会計大学院協会も名前を出して おいたほうがバランスがいいのではないかということと、それから法務省が入っている ので、金融庁を入れておいていただいたほうがよろしいのかなと思います。
- ○主査 ありがとうございます。今幾つか、提案をいただいておりますが、ほかにいかがでしょうか。

それでは、ご提案がありましたことも検討の対象にしてお進めいただければと思います。 全体のスケジュール等については、こういうことでお進めいただくということでよろし いでしょうか。ありがとうございました。

そうしますと、本日予定しておりました議事につきましては、全体をカバーいたしました。特段ご発言がなければ、本日はこれで終わりにしたいと思いますが。

- 本機構以外に、法科大学院以外の専門職大学院で認証を得る機関となるものがあるような動向なのか、差し支えなければ教えていただきたいと思います。
- ○主査 その点の情報について、もしご披露いただけるものがあれば。
- どこに設置するかは別として、会計分野につきましては、会計大学院協会を中心に検 計委員会を設けておりますので、おそらく申請することになると思います。
- ○主査 他にありますでしょうか。それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。 大変ありがとうございました。

— 了 —